平成２１年（フ）第２８２号
佐賀県多久市南多久町大字花祭2075番地２
債務者　井上　淳也
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
佐賀県佐賀市本庄町大字末次135番地９
債務者　北島由美子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
佐賀県佐賀市水ヶ江３丁目３番15号
債務者　森　　悦子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７９８号
北九州市八幡西区上上津役３丁目15番32号
債務者　山口　雅仁
１　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７９９号
北九州市八幡西区上上津役３丁目15番32号
債務者　山口真由子（旧姓岡部）
１　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０６号
青森県弘前市大字東城北１丁目３番地30　大里アパート３号
債務者　角谷　善一
１　決定年月日時　平成21年７月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１６０号
青森県弘前市大字城東北２丁目１番地４
債務者　鈴木　孝彦
１　決定年月日時　平成21年７月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１６４５号
名古屋市中村区千原町７番２号
債務者　竹市　新造
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８４７号
愛知県知多市つつじが丘４丁目11番地の12　エルハイム近藤303
債務者　豊田　孝治
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２１号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番２―1205号
債務者　富士岡春子
１　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７４５号
北九州市小倉北区下到津２丁目10番14号
債務者　小田　　豊
１　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７４６号
北九州市小倉北区下到津２丁目10番14号
債務者　小田眞美子
１　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７８０号
北九州市八幡東区枝光４丁目９番１―306号
債務者　山邊　裕之
１　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７８１号
北九州市八幡東区枝光４丁目９番１―306号
債務者　山邊　華奈
１　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７８２号
北九州市八幡東区枝光４丁目９番１―306号
債務者　古賀　邦彦
１　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７８３号
北九州市八幡東区枝光４丁目９番１―306号
債務者　古賀　孝子
１　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７９４号
北九州市小倉南区大字横代101番地５
債務者　岡　　博光
１　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８３３号
北九州市八幡西区森下町11番１―404号
債務者　藤田真由美（旧姓髙野）
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部